

令和7年第1回定例会3月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 1 号 明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市個人番号の利用に関する条例及び明石市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 令和6年度明石市一般会計補正予算（第8号）
- 〃 第 10号 令和6年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 11号 令和6年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 12号 令和6年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 13号 令和6年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 14号 令和6年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 15号 令和6年度明石市水道事業会計補正予算（第2号）
- 〃 第 16号 令和6年度明石市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 〃 第 17号 物品取得について追認のこと
- 〃 第 18号 明石市立市民会館、明石市立西部市民会館及び明石市立中崎公会堂に係る指定管理者の指定のこと

- 〃 第 1 9 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 2 0 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 2 1 号 令和 7 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 2 2 号 令和 7 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 2 3 号 令和 7 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 2 4 号 令和 7 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 2 5 号 令和 7 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 2 6 号 令和 7 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 2 7 号 令和 7 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 2 8 号 令和 7 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 2 9 号 令和 7 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 〃 第 3 0 号 令和 7 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 3 1 号 令和 7 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 3 2 号 令和 7 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 〃 第 3 3 号 令和 7 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 3 4 号 令和 7 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

児童福祉法の一部改正により児童相談所設置市が定めることとされた一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例で定める基準

基準省令に準拠し、次に掲げる事項について定める。

- (1) 一時保護施設の一般原則
- (2) 一時保護施設に必要な設備に関する基準
- (3) 職員の職種、資格及び員数に関する基準
- (4) 一時保護施設の運営に関する基準

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 2 号

明石市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定のこと

1 要 旨

南二見人工島内の特定工場に係る緑地面積率及び環境施設面積率に関する基準について、工場立地法に基づく基準に代えて適用すべき本市独自の基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

二見町南二見の人工島の区域内に存する特定工場（敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等の工場等）の敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率を次のとおり定める。

	条例制定後の基準	現行基準
緑地面積率	100分の1以上	100分の5以上
環境施設面積率		100分の10以上

3 施行期日

令和7年4月1日

1 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市個人番号の利用に関する条例
- イ 明石市個人情報保護法施行条例

(2) 独自利用事務の廃止

法の一部改正に伴い、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の措置に関する事務が、準法定事務として個人番号利用事務に位置づけられたことから、条例で定める独自利用事務から当該事務を除く。

(3) 法の一部改正に伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2の(2)は、令和7年7月1日

1 要 旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員の取扱いに準じて、職員の仕事と育児・介護の両立に資する環境を整備しようとするもの。

2 内 容

(1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を次のとおり拡大する。

(現行) 3歳に満たない子のある職員

(改正) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 子に係る看護休暇の取得事由を次のとおり拡大する。

	改正	現行
学級閉鎖に伴う子の世話	<u>○</u>	×
入学式等の行事参加	<u>○</u>	×
(参考) 負傷又は病気の子の世話	○	○

(3) 職員の介護休暇等に係る制度の普及促進、相談体制の整備等を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

1 要 旨

兵庫県の学校医及び学校歯科医の報酬の取扱いに準じて、本市の学校医及び学校歯科医の報酬の上限額の改定を行おうとするもの。

2 内 容

学校医及び学校歯科医の報酬の上限額（年額）を引き上げる。

（現行） 1校（園）当たりの年額（252,000円）に、幼児、児童又は生徒1名につき年額484円（特別支援学校にあっては804円）を加算した額

（改正） 1校（園）当たりの年額（252,000円）に、幼児、児童又は生徒1名につき年額489円（特別支援学校にあっては812円）を加算した額

3 施行期日

令和7年4月1日

1 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「省エネ法」という。）及び宅地造成等規制法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 省エネ法の改正により、原則すべての建築物の建築について、建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられたことに伴い、当該基準の適合性に対する審査手数料を新設する。

(2) 宅地造成等規制法の改正に伴い、次のとおり手数料を改定する。

ア 特定盛土等*1及び土石の堆積*2に関する工事の許可申請に対する審査手数料の新設

イ その他宅地造成等規制法の改正に伴う手数料の改定

*1 宅地等において行う盛土等で、隣接する土地において災害を発生させるおそれ大きいもの

*2 宅地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に除却するもの

(3) その他関係法令の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2の(2)は、令和7年5月26日

1 要 旨

国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、保険料率等を引き上げるほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げを行うとともに、低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定の基準を緩和しようとするもの。

2 内 容

(1) 保険料率等を次のとおり引き上げる。

区 分		改 正	現 行
基礎賦課額	所得割	100 分の 6.96	100 分の 6.84
	均等割	30,330 円／人	27,100 円／人
	平等割	20,520 円／世帯	19,220 円／世帯
後期高齢者支援金等賦課額	所得割	100 分の 2.67	100 分の 2.60
	均等割	12,400 円／人	10,430 円／人
	平等割	8,670 円／世帯	7,860 円／世帯
介護納付金賦課額	所得割	100 分の 2.55	100 分の 2.28
	均等割	12,880 円／人	11,300 円／人
	平等割	6,620 円／世帯	5,500 円／世帯

(2) 基礎賦課及び後期高齢者支援金等賦課の上限額を、それぞれ政令基準と同額に引き上げる。

	改 正	現 行
基礎賦課	6 6 万円	6 5 万円
後期高齢者支援金等賦課	2 6 万円	2 4 万円

(3) 物価上昇に伴い額面上の所得が増加した者が、減額措置の対象から外れないようにするため、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準を、政令基準と同額に緩和する。

【5割・2割減額措置に係る所得判定基準の計算式】

43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + (下記ア又はイ×被保険者数) 以下

ア 5割減額の場合

(現行) 29.5万円 → (改正) 30.5万円

イ 2割減額の場合

(現行) 54.5万円 → (改正) 56万円

(4) その他所要の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

1 要 旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加しようとするもの。

2 内 容

消防団におけるシニア層の活躍を推進するため、消防団員の退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加する。

(参考：35年以上勤務した場合の退職報償金)

階 級	改 正	現 行
団長	1,079,000 円	979,000 円
副団長	1,009,000 円	909,000 円
分団長	949,000 円	849,000 円
副分団長	909,000 円	809,000 円
部長及び班長	834,000 円	734,000 円
団員	789,000 円	689,000 円

3 施行期日

令和7年4月1日

今回の補正は、歳出で、国の補正予算に伴い、小学校のエレベーター設置及び小中学校のトイレ改修等にかかる小中学校施設整備事業費を追加するほか、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、地方交付税等を追加し、国庫支出金、市税等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[補正額 10,559 千円 補正後 135,475,967 千円]

歳 入

市 税	△200,000 千円	法 人 市 民 税	△200,000 千円
地方交付税	1,210,732 千円	普 通 交 付 税	1,210,732 千円
国庫支出金	△481,385 千円	民生費国庫負担金	491,735 千円
		教育費国庫補助金	187,460 千円
		総務費国庫補助金	△745,689 千円
		土木費国庫補助金等	△414,891 千円
県 支 出 金	△167,818 千円	民生費県負担金	244,415 千円
		民生費県補助金等	△412,233 千円
寄 附 金	113,400 千円	ふるさと納税寄附金等	113,400 千円
市 債	△47,641 千円	教 育 債	577,300 千円
		減収補てん債	300,000 千円
		土 木 債	△523,400 千円
		総 務 債 等	△401,541 千円
そ の 他 収 入	△416,729 千円	クリーンセンター 電力売却収入	△233,000 千円
		中小企業融資 資金預託金等	△183,729 千円

歳 出

扶 助 費	1,237,546 千円	私 立 保 育 所 等 教 育 ・ 保 育 給 付 事 業 費	1,000,000 千円
		介 護 給 付 (居 宅 系 以 外) 事 業 費 等	237,546 千円
積 立 金	510,350 千円	庁 舎 建 設 基 金 積 立 金 等	510,350 千円
人 件 費	369,814 千円	職 員 費 等	369,814 千円
投 資 的 経 費	△1,115,788 千円	小 学 校 施 設 整 備 事 業 費	511,200 千円
		中 学 校 施 設 整 備 事 業 費	270,300 千円
		福 祉 施 設 整 備 事 業 費	△376,815 千円
		市 役 所 新 庁 舎 建 設 事 業 費	△219,000 千円
		山 手 環 状 線 街 路 事 業 費	△216,291 千円
		西 明 石 活 性 化 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	△198,701 千円
		交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費 等	△886,481 千円
物 件 費	△519,608 千円	戸 籍 事 務 事 業 費	△296,810 千円
		電 子 計 算 処 理 シ ス テ ム 管 理 運 営 事 業 費	△50,600 千円
		埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 事 業 費 等	△172,198 千円
貸 付 金	△141,000 千円	中 小 企 業 融 資 対 策 事 業 費 等	△141,000 千円
補 助 費 等	△125,001 千円	国 県 補 助 金 精 算 等 償 還 金	285,000 千円
		水 産 一 般 振 興 事 業 費	48,890 千円
		物 価 高 騰 生 活 支 援 給 付 金 給 付 事 業 費	△440,500 千円
		水 道 事 業 会 計 繰 出 金 等	△18,391 千円
公 債 費	△110,000 千円	長 期 債 利 子	△110,000 千円
そ の 他 経 費	△95,754 千円	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 繰 出 金 等	△95,754 千円

繰越明許費	4,780,300 千円	シティセールス事業	5,000 千円
		市役所新庁舎建設事業	96,000 千円
		物価高騰対応支援 給付金給付事業	1,276,300 千円
		救急医療対策事業	10,000 千円
		環境基本計画推進事業	3,000 千円
		再資源化推進事業	4,000 千円
		ごみ収集車両購入事業	18,000 千円
		廃棄物処理事業	45,000 千円
		土地改良事業	10,000 千円
		沿岸漁場整備・ 構造改善事業	2,000 千円
		街路灯新設・ 維持管理事業	16,000 千円
		道路新設改良事業	243,000 千円
		交通安全施設整備事業	570,000 千円
		水路維持管理事業	26,000 千円
		西明石活性化 プロジェクト事業	184,000 千円
		交通政策事業	15,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	82,000 千円
		街路整備事業	301,000 千円
		公園維持管理事業	30,000 千円
		都市公園安全・ 安心対策事業	44,000 千円
		市営住宅整備事業	57,000 千円
		消防施設整備事業	108,000 千円
		小学校施設整備事業	985,000 千円
		中学校施設整備事業	460,000 千円
		幼稚園施設整備事業	72,000 千円
		放課後児童健全育成事業	16,000 千円
		水道事業会計繰出金	102,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費を追加するとともに、歳入では、葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額 4,000 千円 補正後 463,524 千円 〕

歳 入

葬 祭 事 業 収 入	△6,000 千円	火 葬 収 入	△2,000 千円
		葬 祭 収 入	△4,000 千円

繰 入 金	10,000 千円	一 般 会 計 繰 入 金	10,000 千円
-------	-----------	---------------	-----------

歳 出

葬 祭 事 業 費	4,000 千円	あ か し 斎 場 旅 立 ち の 丘 管 理 運 営 事 業 費	4,000 千円
-----------	----------	---	----------

議案第 1 1 号

令和6年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費等の補正を行うとともに、歳入では、一般会計繰入金等を減額する一方、県支出金、国民健康保険料等を追加するもの。

[補正額 357,900 千円 補正後 28,642,436 千円]

歳 入

国民健康保険料	55,177 千円	一般被保険者 国民健康保険料	55,177 千円
県支出金	345,000 千円	保険給付費等交付金 (普通交付金)	345,000 千円
財産収入	900 千円	基金積立金利子	900 千円
繰入金	△65,639 千円	一般会計繰入金	△65,639 千円
繰越金	28,062 千円	前年度繰越金	28,062 千円
諸収入	△5,600 千円	雑収入	△5,600 千円

歳 出

総務費	12,000 千円	職員費	12,000 千円
保険給付費	345,000 千円	一般被保険者療養給付費	120,000 千円
		一般被保険者高額療養費	230,000 千円
		出産育児一時金	△5,000 千円
基金積立金	900 千円	国民健康保険事業 基金積立金	900 千円

今回の補正は、歳出で、公共用地先行取得費を減額するとともに、歳入では、市債を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[補正額 △1,322,000 千円 補正後 894,606 千円]

歳 入

市 債 △1,322,000 千円 公共用地先行取得事業債 △1,322,000 千円

歳 出

公共用地先行取得費 △1,322,000 千円 西明石活性化プロジェクト用地先行取得事業費 △1,322,000 千円

繰越明許費 117,500 千円 山手環状線街路事業用地先行取得事業 50,000 千円

江井ヶ島松陰新田線道路事業用地先行取得事業 67,500 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行うとともに、歳入では、繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 0 千円 補正後 26,202,177 千円 〕

歳 入

繰 入 金 Δ 19,549 千円 基 金 繰 入 金 Δ 19,549 千円

繰 越 金 19,549 千円 前 年 度 繰 越 金 19,549 千円

歳 出

保 險 給 付 費 0 千円 介 護 サービス等諸費 74,000 千円

介 護 予 防 サービス等諸費 Δ 24,000 千円

特 定 入 所 者 Δ 50,000 千円

介 護 サービス等費

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の追加等をするとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、後期高齢者保険料等を追加するもの。

[補正額 406,640 千円 補正後 5,384,983 千円]

歳 入

後期高齢者保険料	329,678 千円	保険料現年度分	329,678 千円
繰 入 金	△28,792 千円	一般会計繰入金	△28,792 千円
繰 越 金	112,388 千円	前年度繰越金	112,388 千円
諸 収 入	△6,634 千円	受託事業収入	5,366 千円
		雑 入	△12,000 千円

歳 出

総 務 費	△12,000 千円	一般管理事務事業費	△12,000 千円
後期高齢者医療 広域連合納付金	409,028 千円	後期高齢者医療 広域連合納付事業費	409,028 千円
保 健 事 業 費	8,900 千円	後 期 高 齢 者 健康診査事業費	8,900 千円
諸 支 出 金	712 千円	健康診査補助金返還金	712 千円

今回の補正は、配水量の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の追加等をするもので、当年度純損失 121,749 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費を減額するとともに、資本的収入では企業債を減額等するもの。

事業収益

営業収益	112,800 千円	給水収益	127,000 千円
		その他営業収益	△14,200 千円
営業外収益	△50,000 千円	他会計補助金	△50,000 千円

事業費用

営業費用	△115,000 千円	原水及び浄水費	△5,000 千円
		配水及び給水費	△14,000 千円
		総係費	△26,000 千円
		減価償却費	△70,000 千円
営業外費用	△40,000 千円	支払利息	△40,000 千円

資本的収入

企業債	△152,000 千円	企業債	△152,000 千円
工事負担金	20,000 千円	工事負担金	20,000 千円

資本的支出

建設改良費	△228,000 千円	第 4 次整備事業費	△93,000 千円
		老朽管整備事業費	△120,000 千円
		事務費	△15,000 千円

今回の補正は、ポンプ場整備費の減額等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、当年度純利益 606,268 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費等を減額するとともに、資本的収入では国庫補助金等を減額するもの。

事業費用

営業費用	△249,390 千円	管渠費	2,200 千円
		ポンプ場費	△40,000 千円
		処理場費	△195,400 千円
		水洗普及費	△8,090 千円
		業務費	△12,900 千円
		総係費	4,800 千円

資本的収入

国庫補助金	△196,300 千円	国庫補助金	△196,300 千円
貸付金返還金	△500 千円	貸付金返還金	△500 千円

資本的支出

建設改良費	△195,500 千円	管渠整備費	500 千円
		ポンプ場整備費	△196,300 千円
		処理場整備費	300 千円
投資	△2,800 千円	投資	△2,800 千円

議案第 17 号

物品取得について追認のこと

1 要 旨

小学校教師用指導書を取得したことについて、追認を得るため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの。

2 取得した物品の表示

名 称	数 量	備 考
小学校教師用 指導書	741セット	小学校デジタル教科書・指導書セット

3 取得価格 金 43,998,680円

4 相手方 明石市西明石北町3丁目7番6号
有限会社学友書房
代表取締役 長 谷 坂 大 祐

5 契約日 令和6年1月15日

1 要 旨

明石市立市民会館、明石市立西部市民会館及び明石市立中崎公会堂の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 明石市立市民会館

明石市中崎1丁目3番1号

(2) 明石市立西部市民会館

明石市魚住町中尾702番地の3

(3) 明石市立中崎公会堂

明石市相生町1丁目9番16号

3 指定管理者となる団体

共立・協栄ビル管理共同事業体

代表者 東京都渋谷区代々木5丁目40番13号

株式会社 共立

代表取締役 大 田 芳 男

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

1 要 旨

令和7年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 契約の目的

令和7年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。

(2) 契約の始期

令和7年4月1日

(3) 契約金額

12,000,000円を上限とする額

(4) 相手方

ア 住所 神戸市

イ 氏名 本村 勲

ウ 資格 公認会計士

(5) 支払方法

業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

1 要 旨

開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 30 路線

イ 延長 2, 296 メートル

ウ 面積 14, 764 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 3, 292 路線

イ 延長 652, 435 メートル

ウ 面積 4, 700, 570 平方メートル

議案第 21 号 ~ 議案第 34 号 省略

報告第1号
報告第2号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 請求の要旨

(1) 報告第1号について

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

(2) 報告第2号について

市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

報告番号	相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等 (円)	専決処分日
第1号	明石市在住の個人	市営大見住宅の一室	178,600	令和6年 12月10日
第2号	明石市在住の個人	市営東二見宮北住宅の一室及び駐車場	家賃 62,700 駐車場使用料 13,700	令和7年 1月30日

報告第3号
く
報告第4号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第3号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月16日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 334,450円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年11月27日明石市藤江1100番地の1地先に設置した本市所有の電線引込柱が、腐食により劣化して相手方所有の乗用車の上に転倒し、損害を与えたもの。
第4号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月30日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 205,931円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年11月28日明石市二見町西二見1033番地の1に設置した本市所有の照明柱が、腐食により劣化して相手方所有の乗用車の上に転倒し、損害を与えたもの。